

マイナポータル入力上の留意点について

1. ログイン時

- ・マイナンバーカードをスマートフォンに搭載している場合、Face ID（顔認証）や Touch ID ではログインできません。

2. 保険医や保険薬剤師の項目の探し方

- ・証明書の右側にある「すべてを見る」→「国家資格」→「保険医」または「保険薬剤師」の順に選択してください。

3. 新規登録の場合（初めて保険医や保険薬剤師の登録を行う方）

- ・勤務先の所在地を管轄する事務所（※）へ申請してください。
勤務先が未定の場合は、自宅の住所を管轄する事務所（※）へ申請してください。
（※）香川県－指導監査課、徳島県－徳島事務所、愛媛県－愛媛事務所、高知県－高知事務所
- ・従事する病院、診療所、薬局の名称、郵便番号、所在地、電話番号を必ず入力してください。
- ・「あなたの登録状況を選択してください」の画面では、「資格管理団体へ登録していない」を選択してください。
- ・「健康保険法第 71 条第 2 項第 1 号から第 3 号のいずれか（登録欠落事由）に該当」は、登録欠落事由を確認の上、通常は「無」を選択してください。

4. 新規登録以外の場合（以前に新規登録（紙で申請）を行い、今回は登録内容の変更等を行う方）

- ・今回初めてマイナポータルを用いて申請や届出を行う方は、マイナポータル上で「初期設定」を行ってください。
- ・「あなたの登録状況を選択してください」の画面では、「資格管理団体へ登録している」を選択してください。
- ・初期設定を行うと、管轄変更、氏名変更、再交付等の申請が可能となります。
- ・初期設定時の医籍や薬剤師名簿の番号登録方法
 - ・医師の場合 ：「医籍-12345678」
 - ・歯科医師の場合 ：「歯科医籍-12345678」
 - ・薬剤師の場合 ：「薬剤師名簿-12345678」

5. 管轄変更をする場合（四国厚生支局から他の厚生局へ移動（変更）する方）

- ・変更前（現在登録されている県）の事務所（※）へ申請してください。
- ・変更後の従事する病院、診療所、薬局の名称、郵便番号、所在地、電話番号を必ず入力してください。
- ・変更後の勤務先が未定の場合は、従事する病院、診療所、薬局の名称欄に「未定」、所在地欄に「県名」のみ入力してください。

6. 申請時の添付書類（郵送必須）

- ・マイナポータルから申請する場合でも、下記の場合は添付書類の郵送が必要です。
必ず申請する事務所（※）へ郵送をお願いします。

＜添付書類の郵送が必要な場合＞

- ・「管轄変更」－ ・保険医（保険薬剤師）登録票の原本（紛失の場合は「紛失届」）
- ・「氏名変更」－ ・保険医（保険薬剤師）登録票の原本（紛失の場合は「紛失届」）
・戸籍抄本

※ オンラインでの添付は受付していません。